

	改正後	現行
(削除)		○中・長期の事業計画と中・長期の収支計画のいづれかが策定されていない場合は「b」評価とします。
[5] I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 (略)	[5] I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 (略)	[1] I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)	I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)	I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)
II 組織の運営管理 II-1・II-2 (略)	II 組織の運営管理 II-1・II-2 (略)	II 組織の運営管理 II-1・II-2 (略)
II-3 運営の透明性の確保 II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 [2] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 (略)	II-3 運営の透明性の確保 II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 [2] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 (略)	II-3 運営の透明性の確保 II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 [2] II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
		【判断基準】

改正後	現行
(略)	(略)
<p>評価の着眼点</p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</u></p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に周知している。</u></p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に周知して、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</u></p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</u></p> <p>□ <u>福祉施設・事業所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</u></p> <p>□ <u>外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</u></p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</u></p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に周知して、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</u></p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</u></p> <p>□ <u>外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</u></p> <p>□ <u>外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

	改正後	現行
(削除)		
○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。	○また、特に公益性の高い社会福祉法人については、公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、外部監査を活用することも有効です。	○公認会計士等の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言その他専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と、親族等の特殊の関係がある者が行う監査等は含めません。	(新設)	○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置(公認会計士等による会計監査の実施)が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。	(新設)	○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

	改正後	現行
(削除)		
	<p>○社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。</p> <p>(削除)</p>	<p>○ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」(以下「外部監査の考え方」)3. 外部監査の実施者を参照)によることが求められます。</p> <p>○外部監査の考え方は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外部監査の趣旨について 広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。 外部監査の範囲について <ul style="list-style-type: none"> ①公認会計士法にもとづき公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)が行う財務諸表の監査 ②公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等 ③財務状況以外の事項(法人の組織運営・事業等)の監査 <p>3. 外部監査の実施者について</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の規模を勘案したうえで、<u>外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に実施していることを評価します。</u></p> <p>○小規模な福祉施設・事業所については、<u>外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。</u></p> <p>○また、<u>外部監査等は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関する知識を有する者が行うこと</u>と。具体的には、<u>公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業にて学識経験を有する者等がこれに該当すること</u>。なお、<u>当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行ふことは適当でないこと。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○また、<u>福祉施設・事業所（法人）の規模を勘案したうえで、外部監査等を活用し事業、財務等に関するチェックや外部監査結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。</u></p> <p>○小規模な福祉施設・事業所については、<u>外部監査等の活用や結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、事業経営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。</u></p> <p>II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p> <p>II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p>	<p>外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関する知識を有する者が行うことと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業にて学識経験を有する者等がこれに該当すること。なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行ふことは適当でないこと。</p> <p>II-4 地域との交流、地域貢献 II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p>

改正後	現行
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 26 II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>
<p>【判断基準】</p> <p>a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、一分ではない。</p> <p>c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、一分ではない。</p> <p>c) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。</p>

	改正後	現行
<p>□福祉施設・事業所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を行っているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○地域との関わりを深める方法として、福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を行なうことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっています。</p> <p>○具体的には、介護、保育、障害者（児）、生活困窮者等の理解を深めるための講習会や研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等が挙げられます。</p> <p>○また、福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されたため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に關する事項を決定・確認しておくことが求められます。</p>		

	改正後	現行
(削除)		
(削除)	<p>○福祉施設・事業所がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ定めておくことも重要な取組といえます。</p> <p>○事業所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も必要です。</p>	<p>○福祉施設・事業所がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ定めておくことも重要な取組といえます。</p>
(新設)	<p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に發揮するためには、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活用させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。</p>	<p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に發揮するためには、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活用させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。</p>

	改正後	現行
○さらには、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。		
○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。	(新設)	
(3) 評価の留意点		(3) 評価の留意点
(削除)		○事業所の種別や規模によって、具体的な取組は様々だと思われます が、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価を行います。
○福祉施設・事業所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。	(新設)	
○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。	(新設)	
[27] II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		[27] II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。
		【判断基準】
		a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公的的な事業・活動を行っている。
		b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく

現行	改訂後
<p>業・活動が十分ではない。</p> <p>c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。</p> <p>評価の着眼点 (削除)</p>	<p>公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。</p> <p>評価の着眼点 □福祉施設・事業所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>□民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>□地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>□関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>□把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>□把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p> <p>□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</p> <p>□福祉施設・事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウ（新設）</p>

	改正後	現行
ハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	<p>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 (新設)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所(法人)が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく福祉施設・事業所独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○福祉施設・事業所は、社会福祉に関する知識と専門性とともに福祉サービスを実施するという公益性を有する組織として、地域社会における役割や機能を發揮するために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的にを行うことが必要です。</p> <p>○地域住民からの意見や要望を把握する場合は、たとえば、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>ハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</p> <p>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 (新設)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく福祉施設・事業所独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○福祉施設・事業所は、社会福祉に関する知識と専門性とともに福祉サービスを実施するという公益性を有する組織として、地域社会における役割や機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的にを行うことが必要です。</p> <p>○地域住民からの意見や要望を把握する場合は、たとえば、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。</p> <p>○日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。</p> <p>○また、把握した福祉ニーズにもとづき、これらを解決・改善するための福祉施設・事業所の公益的な事業・活動を行うことも必要です。</p>

改正後	現行 <u>(削除)</u>	
<p>特に、社会福祉法人については、既存制度では対応しきれない生活困窮問題等の支援など、地域社会での貢献活動を主体的に進めしていくことが重要です。</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、单身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、従来の社会福祉事業が対象とする範囲以外の生活課題・福祉課題等が顕著化しています。また、地域における生活課題・福祉課題の解決・緩和においては、福祉施設・事業所による専門的な地域への支援のみならず、地域住民の主体的な活動、協力の促進も重要です。</p> <p>○福祉施設・事業所においては、その有する機能をもつて地域の生活課題を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための福祉施設・事業所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。</p> <p>○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的に進めていくことが重要です。</p> <p>○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の生活課題を把握するための取組も重要です。</p>		

改正後	現行
民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。	
○こうした福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。 (新設)	
○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、福祉施設・事業所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共存し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。 (新設)	
○また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないよう十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。 (新設)	
○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。	
○福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。	

	改正後	現行
○また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。		
<p>(3) 評価の留意点 <u>(削除)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(新設)</u></p> <p>○施設・事業者が、法定の社会福祉事業及び自治体の補助事業以外に独自に行う取組を評価します。行政からの依頼によりサービス・事業を新規受託することは、評価の対象としませんが、今まで地域の福祉ニーズにもとづいて先駆的に施設・事業者が独自に実施していた事業・活動を発展させ公的に位置づけ、行政側から委託を受けた場合には評価の対象となります。</p> <p>(新設) <u>(新設)</u></p> <p>○社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域について、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</p> <p>(新設) <u>(新設)</u></p> <p>○地域での公益的な事業・活動は、福祉施設・事業所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</p> <p>○なお、行政からの委託又は補助等を受け実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があつても、福祉施設・事業所の資産等を活用した追加のサービスが行われてい</p>		

改正後	現行
る場合には評価の対象となります。	
○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。	○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。
○福祉施設・事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。	(新設)
○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。	(新設)
	III 適切な福祉サービスの実施
	III-1 利用者本位の福祉サービス
	III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。
	28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)
	29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。
	【判断基準】 a) 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

改正後	現行
<p>b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。</p> <p>c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p>	<p>b) 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。</p> <p>c) 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>□利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>(削除)</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□利用者の虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>□利用者の虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>□利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。</p> <p>□一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>□利用者や家族にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>□利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>□利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。</p> <p>□一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>□利用者や家族にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p>

	改正後	現行
(削除)		<p><input type="checkbox"/>規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/>不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>
(削除)		<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解を図るための取組とともに、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった利用者の権利擁護に関わる取組も同様です。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、利用者のプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった利用者の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行ふとともに、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった利用者の権利擁護に関わる取組も同様です。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 目的</p> <p>○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることもとより、取組を利用者や家族に周知することも求められます。</p> <p>○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることもとより、取組を利用者や家族に周知することも求められます。</p>